

改正後

別紙

土地改良事業等請負工事積算基準

第6. 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1)～(15) [略]

[削る。]

(16) 開発費償却 [略]

(17) 租税公課 [略]

(18) 保険料 [略]

(19) 契約保証費 [略]

(20) 雑費 [略]

2・3. [略]

4. 一般管理費率の補正

[削る。]

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

別表6の保証の方法ごとに定める補正値を別表4で算出した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に別表6の補正値を加算して得た率とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

第7～第10 [略]

別表1 工種区分

別表2・別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y <sub>a</sub> )	25.13%	$-5.21826 \cdot \log X_p + 60.08343$	10.63%

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

現 行

別紙

土地改良事業等請負工事積算基準

第6. 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1)～(15) [略]

(16) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

(17) 開発費償却 [略]

(18) 租税公課 [略]

(19) 保険料 [略]

(20) 契約保証費 [略]

(21) 雑費 [略]

2・3. [略]

4. 一般管理費率の補正

(1)前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正値を加えて得た率とする。

(2) 支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

第7～第10 [略]

別表1 工種区分

別表2・別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y <sub>a</sub> )	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]